

【タイ】 タイ知的財産局告示：日本特許庁の審査結果を発明の審査に利用するようタイ知的財産局に要請

2022 年 1 月 21 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ知的財産局告示：日本特許庁の審査結果を発明の審査に利用するようタイ知的財産局に要請のお知らせです。

タイ知的財産局（DIP）は 2022 年 1 月 13 日、日本特許庁の審査結果を発明の審査に利用するよう DIP に要請する局告示 No. 19/2565 を発出した。詳細は以下の通りである。

1. 日本特許庁の審査結果を発明の審査に利用するよう DIP に要請する 2014 年 1 月 6 日付局告示を取り消す。
2. 日本特許庁の審査結果を審査に利用することを希望する場合、出願人は審査請求書と一緒に、または審査請求書提出後に、添付の DIP-JPO PPH Request Form を提出すること。
3. No.2 に記載の Request Form において、出願人は、担当官にドシエ・アクセス・システム（Dossier Access System）による当該情報のアクセスを希望する書類リスト、調査報告書、審査結果報告書、クレーム等を指定する、または調査報告書、審査結果報告書、クレーム等を Form に記載の通り担当官に提出すること。

出願人は、第 1 段落の書類、特にクレームの英語またはタイ語翻訳文で、認証されたものを添付して提出することができる。

4. 出願人は、DIP のウェブサイト www.ipthailand.go.th の提供サービス案内（Procedures to file a request to the DIP）において、本告示の申請に関する詳細情報を確認することができる。

5. 日本特許庁に DIP の審査結果を発明の審査に利用することを希望する場合、出願人は日本特許庁ホームページ（www.jpo.go.jp）において詳細な情報を確認することができる。

本告示は 2022 年 1 月 1 日から発効する。

情報公開日

2022 年 1 月 14 日

URL 等

<http://www.ipthailand.go.th/images/3534/2565/DIP/0534PPH.pdf>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。